

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表4 3の(1)のイの (ア)	別表4 3の(2)のイの (ア)
	□共用部分を 除く	m ²	円(a)	円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表4 3の(1)のイの (イ)	別表4 3の(2)のイの (イ)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表4 3の(1)のイの (ア)	別表4 3の(2)のイの (ア)
	□共用部分を 除く	m ²	円(a)	円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表4 3の(1)のイの (イ)	別表4 3の(2)のイの (イ)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表4 3の(1)のイの (ア)	別表4 3の(2)のイの (ア)
	□共用部分を 除く	m ²	円(a)	円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表4 3の(1)のイの (イ)	別表4 3の(2)のイの (イ)
	小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円
他の建築物	合計		円(c)	円(C)

(注意)

- 「別表4」とは、西東京市手数料条例別表第3の4の部を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に西東京市手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。